

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の
終了後における工事及び業務の対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、令和3年3月11日付け長建産発第85号等により適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年3月18日変更))(以下、「基本的対処方針」という。)において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところです。

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切な対応をお願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

追って、緊急事態措置の終了後における対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付されるとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付されておりますことを申し添えます。